



請求日程等

【診療報酬等明細書】

診療月	9月	10月
請求書提出締切日	10月10日(土)	11月10日(火)
増減点等通知書送付予定日	11月5日(木)	12月4日(金)
支払通知書送付予定日	11月13日(金)	12月14日(月)
診療報酬等支払日	11月20日(金)	12月21日(月)

【出産育児一時金等関係】

提出月	10月			11月		
	正常分娩	異常分娩	支払早期	正常分娩	異常分娩	支払早期
請求書提出締切日	10月10日(土)		10月26日(月)	11月10日(火)		11月25日(水)
支払通知書送付予定日	10月20日(火)	11月13日(金)		11月19日(木)	12月14日(月)	
出産育児一時金等支払日	11月6日(金)	11月20日(金)		12月8日(火)	12月21日(月)	

【特定健診等関係】

健診月	9月		10月	
	オンライン	磁気媒体	オンライン	磁気媒体
提出締切日	10月5日(月)	10月10日(土)	11月5日(木)	11月10日(火)
返戻及び支払通知書送付予定日	11月11日(水)		12月15日(火)	
特定健診等支払日	11月27日(金)		12月28日(月)	

※ 10月10日(土)は開館し、受付します。

【受付時間】 8:30~17:00

審査委員会からの連絡事項

傷病名欄の記載について

特定の疾病を疑って検査を実施した場合は、原則、傷病名欄に病名を記載することとなっていますので、ご注意ください。

エリスロポエチンの算定について

当該検査は、重度の慢性腎不全患者又はエリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンベータペゴル若しくはHIF-PH阻害薬投与前の透析患者における腎性貧血の診断等に対して算定できません。慢性腎不全の病名がない請求が散見されますのでご注意ください。

血液化学検査(まるめ項目)の算定について

D007 血液化学検査(まるめ項目)については、点数表の解釈上、患者から1回に採取した血液を用いて同区分の1から8までに掲げる検査を5項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて算定することとなっています。

ただし、同一日に採血を2回以上行い、それぞれの検体毎に算定された場合は、その必要性について医学的判断となりますのでご注意ください。



診療報酬等請求上の留意点

共通

診療報酬請求書・明細書等の記載要領について

令和2年8月14日付け事務連絡で通知しましたとおり、電子レセプトによる請求の場合は、別表Ⅰの「レセプト電算処理システム用コード」欄にコードが記載された項目については、令和2年10月診療分以降は、該当するコードを選択し請求を行うことが義務化されています。

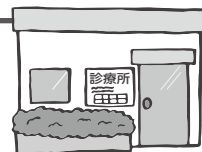
なお、令和2年11月請求以降、コードの選択がされていないレセプトについては返戻とさせていただきますので、ご注意ください。

医科

外来迅速検体検査加算の算定について

当日当該保険医療機関で行われた検体検査について、当日中に結果を説明した上で文書により情報を提供し、結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、検体検査実施料の各項目の所定点数にそれぞれ10点を加算することとなっています。

対象検査と加算の項目数不一致の請求が散見されますので、請求前に今一度ご確認ください。



歯科

糖尿病患者に対する機械的歯面清掃処置の算定について

令和2年4月の診療報酬改定において、糖尿病患者に対する口腔管理を充実する観点から、機械的歯面清掃処置の評価が見直され、区分番号A000に掲げる初診料の注6、区分番号A002に掲げる再診料の注4若しくは区分番号C000に掲げる歯科訪問診療料の注6に規定する加算を算定する患者、妊婦又は他の保険医療機関（歯科診療を行う保険医療機関を除く。）から文書による診療情報の提供を受けた糖尿病患者については月1回に限りの算定となりましたので、ご注意ください。

調剤

調剤報酬の請求誤りが多い項目は以下のとおりとなります。請求に際し、今一度ご確認くださいませようご注意ください。

No.	項目	留意点
1	一包化加算	・2剤以上の薬剤で服用時点に重なりがない場合や、1剤で3種類以上の薬剤が処方されていない場合は算定できません。
2	特定薬剤管理指導加算	・対象薬剤がない場合は算定できません。
3	自家製剤加算	・調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に収載されている場合は算定できません。
4	内服薬調剤料	・服用時点が同一である薬剤については、投与日数にかかわらず1剤として算定します。 ・同一有効成分であって同一剤形の薬剤が複数ある場合は、その数にかかわらず1剤として算定します。
5	外用薬調剤料	・同一有効成分で同一剤形の外用薬が複数ある場合には、その数にかかわらず、1調剤として取り扱います。

※詳細については「調剤報酬点数表の解釈」をご参照ください。

お知らせ

本会では、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」及び「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」にかかる概算交付申請の受付と支払を行っています。

なお、受付期間、申請方法等事業の詳細につきましては、本会HPに掲載していますので、内容をご確認のうえ提出いただきますようお願いいたします。

